

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2021年8月31日
【公表日】	株式会社フロンティア (Frontier Inc.)
【発行者の名称】	代表取締役社長 山田 紀之
【代表者の役職氏名】	福岡県福岡市中央区天神2丁目3番36号 ibb fukuoka
【本店の所在の場所】	092-791-8688
【電話番号】	執行役員管理部長 柳野 敦
【事務連絡者氏名】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの名称】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フロンティア https://all-frontier.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 16 期中	第 17 期中	第 18 期中	第 16 期	第 17 期
会計期間	自 2018 年 12 月 1 日 至 2019 年 5 月 31 日	自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日	自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日	自 2018 年 12 月 1 日 至 2019 年 11 月 30 日	自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日
売上高 (千円)	518,778	561,616	612,580	1,239,171	1,480,873
経常利益 (千円)	33,186	21,663	42,874	59,492	77,258
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	36,958	15,052	29,741	63,709	61,296
中間包括利益 又は包括利益 (千円)	35,640	14,654	33,594	62,539	58,514
純資産額 (千円)	100,194	141,747	219,203	127,093	185,608
総資産額 (千円)	459,023	547,391	693,009	605,583	787,638
1 株当たり純資産額 (円)	159.04	225.00	347.94	201.74	294.62
1 株当たり配当額 （1 株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	58.66	23.89	47.21	101.13	97.30
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.8	25.9	31.6	21.0	23.6
自己資本利益率 (%)	44.9	11.2	14.7	66.5	39.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	7.5
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,502	95,527	△12,882	△18,943	114,459
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△1,449	△3,505	△1,408	10,120
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△51,437	△58,865	△114,649	54,994	110,374
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	124,549	255,051	322,496	220,761	448,263
従業員数（ほか、平均臨時 雇用人員） (人)	14 (1)	14 (2)	17 (2)	14 (1)	17 (2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第 16 期中、16 期、17 期中及び 18 期中は当社株式の売買実績がなく株価を把握出来なため、記載しておりません。

4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 16 期、第 17 期の連結財務諸表及び第 16 期中、第 17 期中、第 18 期中の中間連結財務諸表について、仰星監査法人による監査及び中間監査を受けております。

6. 従業員数は就業人数であり、従業員数の（外書）は臨時従業員の平均雇用人数を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
PB 販売事業	11 (1)
OEM/ODM 事業	1 (1)
報告セグメント計	12 (2)
全社（共通）	5 (0)
合計	17 (2)

(注) 1. 従業員数は就業人員(パートタイマー含む)であります。従業員数(人)の()は、臨時従業員の1日8時間換算による「年間平均人数」を外書で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2021年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14 (1)	42.3	5.4	3,886

セグメントの名称	従業員数（人）
PB 販売事業	9 (1)
全社（共通）	5 (0)
合計	14 (1)

(注) 1. 従業員数は就業人員(パートタイマー含む)であります。従業員数(人)の()は、臨時従業員の1日8時間換算による「年間平均人数」を外書で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、国内外での新型コロナウイルス感染症拡大の影響により内閣府発表の2020年通年の実質GDPが4.6%減となる等、11年ぶりのマイナス成長となりました。又、年初には再び11都府県に緊急事態宣言が発出され、大変厳しい状況ではありますが、2021年2月よりワクチンの接種が開始される等、今後の沈静化への期待感を背景に徐々に経済が回復していくことが予測されます。自動車業界においては、新車販売台数が、2020年12月から2021年5月までの累計で前年比112.4%（一般社団法人「日本自動車販売協会連合会」統計資料より）と新型コロナウイルス感染症拡大の影響や半導体不足の影響もありながらも前年比を上回る状況となっております。

このような状況の中で、当社グループ（当社、連結子会社）の主力事業でありますPB販売事業では、徐々に拡大前の営業活動の再開を目指し国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況に充分留意しながら営業活動を行っております。OEM/ODM事業では、クリスマス商戦での出荷ピークを終え、主に今年のクリスマスシーズンに向けた量産準備を行っております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高612,580千円（前年同期比9.1%増）、営業利益41,645千円（前年同期比84.4%増）、経常利益42,874千円（前年同期比97.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益29,741千円（前年同期比97.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①PB販売事業（Private Brand 販売事業）

自動車用品販売を主とするPB販売事業は、B2B部門において、新型コロナウイルス対策に留意しながら、都道府県単位で自動車販売会社を1社ずつ訪問する従来からの営業活動を再開しております。今後は最も営業効果のあがるFace to Faceの訪問営業で新規顧客獲得を図ると同時に、既存取引先には提案型営業で深耕を図り営業基盤の拡大を目指しております。

この結果、PB販売事業の業績は、売上高546,383千円（前年同期比22.4%増）、セグメント利益99,254千円（前年同期比42.0%増）となりました。

②OEM/ODM事業（Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業）

電子玩具販売を主とするOEM/ODM事業では、巣ごもり需要効果もあり、昨年のクリスマス商戦の製品出荷は好調に推移しました。本年度は昨年から引き続いて、人気キャラクター製品の引き合い、商談も順調であり、期初から、既にクリスマスシーズンに向けた受注も入り始めており量産の準備を行っております。

この結果、OEM/ODM事業の業績は、売上高66,196千円（前年同期比42.5%減）、セグメント損失3,783千円（前年同期はセグメント損失174千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末と比較して125,766千円減少し、322,496千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益43,323千円を計上し、売上債権の減少額58,664千円、たな卸資産の減少額21,800千円、前渡金の増加額103,248千円、仕入債務の減少額26,622千円等により、12,882千円の使用（前年同期は、95,527千円の獲得）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により、3,505千円の使用(前年同期は、1,449千円の使用)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少102,661千円、長期借入金の返済による支出11,674千円等により、114,649千円の使用(前年同期は、58,865千円の使用)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
PB 販売事業	257,159	+20.0
OEM/ODM 事業	58,870	△43.6
合計	316,030	△0.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
OEM/ODM 事業	249,102	+63.0	207,165	+201.6
合計	249,102	+63.0	207,165	+201.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. PB 販売事業は、市場見込販売であるため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
PB 販売事業	546,383	+22.4
OEM/ODM 事業	66,196	△42.5
合計	612,580	+9.1

(注) 1. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)		当中間連結会計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
マツダパーツ株式会社	171,805	30.6	224,960	36.7
株式会社山陽パーツ	—	—	74,722	12.2
加賀マイクロソリューション株式会社	98,195	17.5	41,937	6.9

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下(23)に説明いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 売上高の季節変動について

当社グループの売上高は、主に自動車アフターパーツを販売しているPB販売事業では、例年3月に向けて新車ディーラーが登録台数を増やすことから3月の売上高が他の月と比べて大きくなる他には季節的な要因は特にありません。OEM/ODM事業の売上高は、子供向け電子玩具を販売しておりクリスマス商戦を見越した受注が多いことから第1四半期及び第2四半期の売上高が他の四半期と比べ低くなり、第3四半期及び第4四半期の売上高の割合が大きくなるという季節変動性を持っています。このような季節変動性は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定取引先への依存度について

当社グループでは、PB販売事業では、多数の販売先と取引を行っておりますが、当中間連結会計期間末のPB販売事業では販売実績134社中の上位10社への売上高依存度が82.26%と高くなっております。現在、各販売先との取引関係は良好に推移しております。OEM/ODM事業においても、加賀マイクロソリューション株式会社1社取引となっており契約条件の変更や契約の解除等があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社グループは、取り扱っている製品の大半を海外から調達しております。海外との取引は、香港ドルや米ドル等の外貨建てで行われており、外貨建ての取引が増加し、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外連結子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されるため、連結財務諸表作成時に円換算されることになり、為替相場の変動による円換算時の為替レートの変動が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材確保、育成について

当社グループが、今後更なる事業拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成が重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行っております。しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合には事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定業界への依存について

当社グループの売上高において、当中間連結会計期間末の PB 販売事業の自動車関連業界への売上高は当社グループの売上高の 89.2%を占めております。一方、10.8%の売上高は OEM/ODM 事業の玩具業界への売上高となっており、全く異なる業種となっております。ただしいずれも内需型業界であり、国内個人消費動向に影響され、国内景況が悪化するような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 品質管理について

当社グループでは、生産委託により製品を製造しておりますが、委託先の品質管理の指導・管理を行うほか、製品を納品する際には検品して、製品の品質の確保に努めております。当社グループは各製品の特性に応じた最適な品質を確保できるよう、徹底した品質管理に取り組んでいますが、予期せぬ事情により品質に関する問題が発生し、リコール、訴訟等に発展した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社グループは、現時点において、当社グループの事業活動に影響を及ぼすような知的財産権が他社により侵害されているという事実はありません。また、同様に、当社グループが企画・販売する製品が他社の知的財産権を侵害しているという事実はありません。しかしながら、当社グループの事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張して法的手段に訴えた場合、あるいは逆に当社グループが法的手段に訴える場合、訴訟に発展する可能性があります。また、その訴訟の結果、当社グループの事業が差し止められ、損害賠償等の金銭的な負担を余儀なくされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である山田紀之は、当社グループの創業者であり、自動車及び自動車関連業界に関する豊富な知識と経験、及び人脈、また海外(中国)拠点における生産委託活動を通じて豊富な人脈を有しており、当社グループの事業運営にあたって重要な役割を果たしております。現在、組織的な経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であることについて

当社グループ組織は、役員 8 名及び従業員 17 名と小規模であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。また、今後事業拡大に伴い内部管理体制の一層の充実を図る方針ではありますが、当社グループが事業拡大や人員の増強に即応して、適切かつ十分な組織的対応ができるか否かは不透明であり、これらが不十分な場合には組織効率が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社グループは、資金調達につき金融機関からの借入金等に多く依存しており、当中間連結会計期間末における有利子負債は総資産の 57.5%となっております。よって、金融情勢の変化等により計画通り資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) たな卸資産廃棄及びたな卸資産評価の影響について

当社グループは、顧客からの数量、納期等の要求に適切に対応し、顧客に対する供給責任を果たすために必要なたな卸資産を保有しています。当社グループでは、顧客の求める数量や当社製品の需要動向を考慮し、生産委託工場への発注数量を調整する等、たな卸資産の適正管理に努めております。しかしながら、景気の変動等に伴い、顧客の求める数量に変動が生じた場合は、廃棄又は資産価値評価の見直しを必要とする等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 物流業務の外部委託について

当社グループは、顧客に最短かつ確実に商品を納入すること及び当社グループの財務並びに業務効率の最大化を図る必要から、商品の在庫管理業務、商品の梱包・発送業務等に関する物流業務を外部の専門企業に委託しております。その取引条件の変更や事故あるいは災害によるトラブルが発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) カントリーリスクについて

当社グループでは、取り扱う製品の大半について中国企業に生産委託（一部製品は台湾製）しております。そのため、為替リスクに止まらず、政情、金融不安、文化や商慣習の違い、特有の法制度や税制変更、労働力不足や労務費上昇、知的財産権保護制度の未整備等、国際的活動の展開に伴うリスクがあります。当社グループでは、香港に子会社を設置し、現在取引のある中国企業との交渉や品質管理のみならず、新たな中国企業の委託先の発掘等を行うとともに、随時ベトナムを始めとするアジア諸国への生産シフトの可能性を検討するため視察を実施する等、カントリーリスクに留意した事業展開を進めておりますが、中国の政治・経済・法制度等の急激な変化は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 香港情勢について

当社は、2011 年 4 月に中華人民共和国香港特別行政区において完全子会社である新城國際香港有限公司を設立いたしました。新城國際香港有限公司の運営は、現地における各種法令、規則その他の規制の適用に影響を受けるほか、商習慣や文化的な価値観の違い等にも影響を受ける可能性があります。現在香港では、香港国家安全維持法が施行される中、活動家や民主派議員などの相次ぐ逮捕など、中国本土による統制が強まっており、社会や文化を取り巻く環境が大きく変わる可能性があります。今後、予期しない法規制の変更や当社グループにとって不利益な影響を及ぼす政治的または経済的事象の発生、大規模なストライキ、テロ・紛争・自然災害等による社会的混乱が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 法的規制について

当社グループは、知的財産権、製造物責任、個人情報保護、消費者保護、その他安全管理等の各種法令の規制を受けています。また、各商品の表示・広告においては、それらの法規制以外にも「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受けます。当社グループでは、各関係法令の遵守に努めておりますが、将来的にかかる法令の変更又は新たな法令の施行等があった場合は、対応のための追加的費用の発生、もしくは法規制の違反が生じたときは、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 自然災害による影響について

当社グループは、地震、洪水、台風その他の大規模な自然災害により、生産拠点や物流機能等に障害が発生した場合や、その復旧が遅れた場合には、当社グループの仕入及び得意先への配送が困難になる可能性があります。これらの自然災害等により生産拠点や物流に支障が発生した場合には、速やかに危機対応、復旧対応に努めてまいります。営業活動への影響、物的、人的な損害等が発生し、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について

当社は、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけており、当社は創業以来配当を実施しておらず、内部留保の充実を図り、事業の効率化や事業拡大のための投資に充当してまいりました。

しかしながら、株主への利益還元は重要な経営課題の一つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当実施を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(18) 個人情報管理及びシステム管理について

当社グループは、業務を遂行する際に、複数のシステムを使用しております。適正なシステム管理体制の構築やセキュリティ対策に努めて参りますが、災害、停電、不正アクセス等の要因により、システムの障害や個人情報の漏えい、改ざん等の事態が起こる可能性があります。また当社グループが保有する情報は、多数の顧客の個人情報をはじめとする重要なものが存在します。これらの情報の保護・管理につきましては、「個人情報保護規程」「内部情報管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を定め、従業員への教育等情報保護の徹底を図っています。しかし、万一不測の事態が発生し、重要な情報が外部に流出・漏えいした場合は、損害賠償によるコストの発生、社会的信用の低下による営業活動への悪影響等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、顧客、従業員を含むステークホルダーの安全確保を目的に、従業員の在宅勤務を推奨するほか、テレビ会議の活用、マスク着用の徹底、国内外の出張を控えるなど対策を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症を起因とした当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性は以下のとおりであります。

①半導体不足について

自動車販売の急激な回復、在宅勤務によるノートパソコンや巣ごもり需要による大型テレビの販売拡大などを背景とした半導体需要の増加に対して、供給が追いつかず半導体が不足する事態が生じております。OEM/ODM 事業にて取り扱っている電子機器製品は、半導体が計画通りに調達できない場合は、出荷時期が遅延する可能性があります。また、半導体の調達価格が高騰するケースにおいて、当社グループが半導体調達コスト増加分を販売価格に転嫁できない場合は、利益率が低下する可能性があります。

②国際物流の混乱について

当社グループが取り扱う製品の大半は、中国企業に生産委託（一部製品は台湾製）しております。完成した製品は、主にコンテナ船による海上輸送が中心となっております。新型コロナウイルスの発生当時、コンテナ生産工場の稼働率低下などにより新造コンテナの生産量が低下したため、コンテナ不足による海上輸送の遅延や海上運賃の高騰などが一部の路線で見受けられました。当社グループの PB 販売事業及び OEM/ODM 事業での海上輸送については大きな影響は受けておりません。しかしながら、今後において国際物流の混乱が収まらず、当社グループの海上輸送に遅延や運賃高騰などの影響が生じた場合には、物流網の見直しや、物流コストが上昇する可能性があります。

③その他

新型コロナウイルス感染症が更に拡大または長期化した場合には、上記のほか、当社グループ事業に係る営業活動、生産体制、物流体制、サプライチェーン等に支障が生じた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(20) 他社との競合について

当社グループの競合他社は、価格競争力、商品力、運営体制等において、当社グループより優れている場合があります。競合他社がその優位性を活用し、当社グループと同水準またはより優れた商品を市場に投入した場合や、競合他社が当社グループよりも低い価格で供給した場合には、当社グループが販売競争で劣勢に立たされ、当社グループの商品が提供できない、または現在の受注水準を維持できないことも考えられ、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(21) 訴訟発生リスクについて

当社グループは、現時点において財政状態及び経営成績に影響を及ぼすような訴訟等は発生していませんが、取引先や提携先、その他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。訴訟の内容及び結果によっては、多額の費用が発生するほか、企業イメージの悪化などにより、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、法令違反などの発生リスクの低減に努めておりますが、訴訟に発展し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(22) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2018 年 7 月 27 日に上場いたしました。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。当中間発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は再生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書きに定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までは該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として J-Adviser 契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。
(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までは掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までは掲げる場合には当該 a から c までは掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他 J-Adviser 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月とする。)を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により J-Adviser 契約期間中いつでも J-Adviser 契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することにより J-Adviser 契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser 契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は J-Adviser 契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、当中間発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、PB 販売事業において、当社の主力商品である自動車用品の研究開発を継続的に行っております。当中間連結会計期間の研究開発費の総額は 1,509 千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ 96,258 千円減少し、678,803 千円となりました。現金及び預金の減少 125,766 千円、売掛金の減少 55,491 千円及び前渡金の増加 106,303 千円等が主な要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ 1,629 千円増加し、14,205 千円となりました。繰延税金資産の増加 1,039 千円等が主な要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ 117,274 千円減少し、293,852 千円となりました。買掛金の減少 25,483 千円及び短期借入金の減少 96,272 千円等が主な要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ 10,948 千円減少し、179,953 千円となりました。長期借入金の減少 10,854 千円等が主な要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ 33,594 千円増加し 219,203 千円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加 29,741 千円等が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年12月1日～ 2021年5月31日	—	630,000	—	30,000	—	9,640

(6) 【大株主の状況】

2021年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
山田 紀之	山口県周南市	340,900	54.11
立石 直孝	山口県周南市	104,000	16.51
伊藤 一三	Kowloon, HKSAR.	60,000	9.52
加賀電子株式会社	東京都千代田区神田松永町20番地	20,000	3.17
石井 悠士	山口県周南市	20,000	3.17
長弘めぐみ	Kowloon, HKSAR.	20,000	3.17
LUM WAI CHEE	Kowloon, HKSAR.	20,000	3.17
高橋株式会社	福岡県久留米市諏訪野町2378番地	16,000	2.54
有限会社イージー・コンサルテ ィング	大分県別府市西野口町2番16号	6,000	0.95
古賀 仁志	山口県周南市	5,000	0.79
計	—	611,900	97.13

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 630,000	6,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	630,000	—	—
総株主の議決権	—	6,300	—

② 【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

月別	2020 年 12 月	2021 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1． 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2． 2020 年 12 月から 2021 年 5 月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2021 年 2 月 26 日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年12月1日から2021年5月31日まで)の中間連結財務諸表について、仰星監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2021 年 5 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	448,263	322,496
売掛金	153,524	98,033
商品	167,935	146,135
前渡金	886	107,189
その他	4,467	4,963
貸倒引当金	△15	△15
流動資産合計	775,061	678,803
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具（純額）	※1 4,735	※1 4,687
リース資産（純額）	※1 2,283	※1 2,157
その他（純額）	※1 170	※1 1,090
有形固定資産合計	7,189	7,935
無形固定資産		
ソフトウェア	1,475	1,325
無形固定資産合計	1,475	1,325
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,184	2,224
その他	2,728	2,720
投資その他の資産合計	3,912	4,945
固定資産合計	12,576	14,205
資産合計	787,638	693,009

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年11月30日)	当中間連結会計期間 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,326	13,842
短期借入金	※2 295,057	※2 198,784
1年内返済予定の長期借入金	22,528	21,708
リース債務	432	240
未払法人税等	1,993	16,305
未払消費税等	11,295	8,381
その他	40,493	34,589
流動負債合計	411,127	293,852
固定負債		
長期借入金	186,133	175,279
リース債務	2,419	2,298
資産除去債務	2,349	2,376
固定負債合計	190,902	179,953
負債合計	602,029	473,805
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	9,640	9,640
利益剰余金	143,522	173,263
株主資本合計	183,162	212,904
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,445	6,299
その他の包括利益累計額合計	2,445	6,299
純資産合計	185,608	219,203
負債純資産合計	787,638	693,009

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
売上高	561,616	612,580
売上原価	※ 1 328,470	※ 1 337,399
売上総利益	233,146	275,180
販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 3 210,566	※ 2, ※ 3 233,534
営業利益	22,579	41,645
営業外収益		
受取利息	39	2
受取家賃	1,128	1,128
受取手数料	1,318	53
業務委託収入	854	—
訴訟関連債務戻入益	—	1,898
利子補給金	—	1,012
その他	38	148
営業外収益合計	3,379	4,243
営業外費用		
支払利息	3,174	2,989
為替差損	1,083	—
その他	37	24
営業外費用合計	4,295	3,014
経常利益	21,663	42,874
特別利益		
固定資産売却益	※ 4 641	※ 4 449
特別利益合計	641	449
税金等調整前中間純利益	22,304	43,323
法人税、住民税及び事業税	195	14,618
法人税等調整額	7,056	△1,037
法人税等合計	7,252	13,581
中間純利益	15,052	29,741
親会社株主に帰属する中間純利益	15,052	29,741

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
中間純利益	15,052	29,741
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△398	3,853
その他の包括利益合計	△398	3,853
中間包括利益	14,654	33,594
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,654	33,594
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	82,225	121,866
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			15,052	15,052
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	15,052	15,052
当中間期末残高	30,000	9,640	97,278	136,918

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,227	5,227	127,093
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			15,052
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△398	△398	△398
当中間期変動額合計	△398	△398	14,654
当中間期末残高	4,828	4,828	141,747

当中間連結会計期間（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	143,522	183,162
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			29,741	29,741
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	29,741	29,741
当中間期末残高	30,000	9,640	173,263	212,904

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,445	2,445	185,608
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			29,741
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,853	3,853	3,853
当中間期変動額合計	3,853	3,853	33,594
当中間期末残高	6,299	6,299	219,203

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	22,304	43,323
減価償却費	1,564	1,857
固定資産売却益	△641	△449
為替差益	-	44
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
受取利息及び受取配当金	△39	△2
支払利息	3,174	2,989
売上債権の増減額 (△は増加)	79,083	58,664
たな卸資産の増減額 (△は増加)	9,929	21,800
前渡金の増減額 (△は増加)	△1,435	△103,248
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,115	△26,622
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,042	△2,914
その他流動負債の増減額 (△は減少)	210	△1,453
その他	1,596	△3,778
小計	102,673	△9,789
利息及び配当金の受取額	39	2
利息の支払額	△3,090	△2,704
法人税等の支払額	△4,094	△391
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,527	△12,882
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	900	1,043
有形固定資産の取得による支出	△1,281	△3,048
無形固定資産の取得による支出	-	△1,500
その他投資活動による支出	△1,069	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,449	△3,505
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△44,647	△102,661
長期借入金の返済による支出	△13,914	△11,674
リース債務の返済による支出	△303	△313
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,865	△114,649
現金及び現金同等物に係る換算差額	△922	5,270
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	34,289	△125,766
現金及び現金同等物の期首残高	220,761	448,263
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 255,051	※ 322,496

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

新城國際香港有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社新城國際香港有限公司の中間会計期間の末日は中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

総平均法による原価法（中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未着商品

個別法による原価法（中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺の上、中間連結貸借対照表上、流動負債「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年11月30日)	当中間連結会計期間 (2021年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,133 千円	27,368 千円

※2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年11月30日)	当中間連結会計期間 (2021年5月31日)
当座貸越極度額の総額	310,000 千円	310,000 千円
借入実行残高	160,000	100,000
差引額	150,000	210,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 中間連結会計期間末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
たな卸資産評価損	862 千円	419 千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
役員報酬	23,719千円	24,547千円
給料及び手当	34,790	38,499
退職給付費用	433	522
外注費	29,628	34,271
荷造運賃	49,364	65,455

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前中間連結会計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
研究開発費	723千円	1,509千円

※ 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
車両運搬具	641 千円	449 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	630,000	—	—	630,000
合計	630,000	—	—	630,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	630,000	—	—	630,000
合計	630,000	—	—	630,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
現金及び預金勘定	255,051 千円	322,496 千円
現金及び現金同等物	255,051	322,496

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社設備の改修 (リース資産) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年11月30日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	448,263	448,263	—
(2) 売掛金	153,524	153,524	—
資産計	601,788	601,788	—
(1) 買掛金	39,326	39,326	—
(2) 短期借入金	295,057	295,057	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	208,661	206,746	△1,914
負債計	543,044	541,129	△1,914

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（2021年5月31日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	322,496	322,496	—
(2) 売掛金	98,033	98,033	—
資産計	420,530	420,530	—
(1) 買掛金	13,842	13,842	—
(2) 短期借入金	198,784	198,784	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	196,987	195,206	△1,780
負債計	409,613	407,833	△1,780

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは自動車関連製品等の販売及びサービスに関するセグメント、主に電子機器の受託設計・製造及び販売に関するセグメントによって構成されており、「PB 販売事業」「OEM/ODM 事業」の2つを報告セグメントとしております。

「PB 販売事業」(Private Brand 販売事業)は、主に、国内における自動車用品の自社製品の開発及び販売を行っております。

「OEM/ODM 事業」(Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業)は、主に、国内電子機器メーカーから電子機器・電子玩具等の設計・製造を受託し、製造及び委託者への販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	PB 販売	OEM/ODM	計		
売上高					
外部顧客への売上高	446,491	115,124	561,616	—	561,616
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	446,491	115,124	561,616	—	561,616
セグメント利益又は損失(△)	69,914	△174	69,739	△47,159	22,579
セグメント資産	232,332	27,545	259,877	287,513	547,391
その他の項目					
減価償却費	556	17	574	990	1,564

(注) 1. 「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	PB 販売	OEM/ODM	計		
売上高					
外部顧客への売上高	546,383	66,196	612,580	—	612,580
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	546,383	66,196	612,580	—	612,580
セグメント利益又は損失(△)	99,254	△3,783	95,471	△53,825	41,645
セグメント資産	246,559	108,761	355,321	337,687	693,009
その他の項目					
減価償却費	966	—	966	891	1,857

(注) 1. 「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車部品・用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	431,241	115,124	15,250	561,616

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
マツダパーツ株式会社	171,805	PB 販売事業
加賀マイクロソリューション株式会社	98,195	OEM/ODM 事業

当中間連結会計期間（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車部品・用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	533,894	66,196	12,488	612,580

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	合計
6,973	962	7,935

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
マツダパーツ株式会社	224,960	PB 販売事業
株式会社山陽パーツ	74,722	PB 販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

1 株当たり純資産額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2020 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2021 年 5 月 31 日)
1 株当たり純資産額	294.62 円	347.94 円

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日)
1 株当たり中間純利益金額	23.89 円	47.21 円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（千円）	15,052	29,741
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額（千円）	15,052	29,741
普通株式の期中平均株式数（株）	630,000	630,000

（注）潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（2）【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021 年 8 月 27 日

株式会社フロンティア

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

公認会計士

寺 本

悟

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士

田 邊

太 郎

業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアの 2020 年 12 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020 年 12 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フロンティア及び連結子会社の 2021 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020 年 12 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上